

証券コード 7504

平成28年6月2日

株 主 各 位

仙台市宮城野区扇町七丁目 4 番20号

株式会社 高 速

代表取締役会長 赫 高 規

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時30分
2. 場 所 仙台市青葉区上杉 2 丁目 1 番50号
仙台勝山館 2 階瑞雲

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項
1. 第53期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 定款一部変更の件
- 第 2 号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）9名選任の件
- 第 3 号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第 4 号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第 5 号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額決定の件
- 第 6 号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.kohsoku.com>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。1.事業報告「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」、「会社の支配に関する基本方針」、2.計算書類等「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kohsoku.com>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

### 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）における我が国経済は、政府による経済政策や金融政策を背景とした円安・株高の定着を受け、緩やかな景気回復傾向が続いておりましたが、一方で中国をはじめとする新興国経済の減速や資源国の経済悪化による世界経済の下振れ懸念など、先行きについては不透明感が一段と強まっている状況にあります。

当社グループの主要顧客である流通・食品加工業におきましては、平成26年の消費税率引き上げの影響が落ち着き、持ち直しを見せているものの、原材料や製品の値上げや、さらに物価上昇に伴う消費者の節約志向の高まりを受け、業界を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。

このような中、当社グループにおきましては、経営環境の変化に対応すべく、地域密着型営業を基本としながら、新規顧客の開拓や既存顧客の深耕を進めてまいりました。また、積極的に市場の要望に応えながら「食の流通を支える」、「食の安全安心に貢献する」さらに「買い物の楽しさや食品のおいしさを演出する」という当社に求められる社会的役割を果たすために、お取引先への商品・企画の提案や情報提供に努めてまいりました。

また、経営の効率化と営業力強化のため、昨年4月に100％子会社の(有)三和（本社：福島県会津若松市）を当社が吸収合併した他、同じく100％子会社の(株)羽後パッケージの北上営業所を当社北上営業所に統合いたしました。さらに今後の首都圏での業容拡大を見通して千葉県柏市に建設した「関東物流センター」を10月から稼働させ、これに伴い埼玉営業所の首都圏営業部への統合や広域営業部の新設等、首都圏での営業力強化のための施策を実施してまいりました。本年1月には当社と同業で関東を主な営業基盤とする(株)ヤマダパッケージ（本社：千葉県市川市）の株式を100％取得し子会社化いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高768億2百万円（前年同期比107.0%）、営業利益30億55百万円（同115.8%）、経常利益32億37百万円（同115.4%）、親会社株主に帰属する当期純利益21億7百万円（同119.4%）をあげるにいたりました。

商品分類別売上

当社グループにおける商品分類は、下記のとおりとなっております。

| 区 分           | 商 品                                                                                                  |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食 品 容 器       | トレー、弁当容器、フードパック、折箱、魚函、インジェクション容器 他                                                                   |
| フィルム・ラミネート    | ラップ、レジ袋、ストレッチフィルム、ラミネートフィルム 他                                                                        |
| 紙 製 品 ・ ラ ベ ル | 印刷紙器、包装紙、紙袋、シール、ラベル、記録紙、チラシ、コピー用紙 他                                                                  |
| 機械・設備資材・消耗材   | 包装機、食品加工機、物流機械、厨房機器、店舗関連機器、コンテナ、パレット、かご車、冷凍パン、テープ類、PPバンド、緩衝材、ディスプレイ用品、事務用品、洗剤、衛生消耗品、割箸、バラ、リサイクルトナー 他 |
| 段 ボ ー ル 製 品   | 段ボールケース、ハイプルエース、紙緩衝材コア、段ボールシート 他                                                                     |
| 茶 包 装 関 連 資 材 | 茶袋、茶筒、茶袋用カートン及びケース 他                                                                                 |
| そ の 他         | トレー原反、原紙、プラスチック原料、デザイン 他                                                                             |

販売実績を商品分類別に示すと、次のとおりであります。

(単位：千円)

| 区 分                   | 売 上 高      | 構 成 比(%) | 前年同期比<br>(%) |
|-----------------------|------------|----------|--------------|
| 食 品 容 器               | 25,156,694 | 32.8     | 109.0        |
| フ ィ ル ム ・ ラ ミ ネ ー ト   | 13,402,287 | 17.5     | 105.4        |
| 紙 製 品 ・ ラ ベ ル         | 9,451,904  | 12.3     | 105.5        |
| 機 械 ・ 設 備 資 材 ・ 消 耗 材 | 16,317,220 | 21.2     | 111.3        |
| 段 ボ ー ル 製 品           | 4,450,173  | 5.8      | 97.1         |
| 茶 包 装 関 連 資 材         | 4,042,934  | 5.3      | 109.7        |
| そ の 他                 | 3,981,183  | 5.1      | 97.2         |
| 合 計                   | 76,802,398 | 100.0    | 107.0        |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、13億31百万円（有形及び無形リース資産並びに無形固定資産を含み、建設仮勘定の純減少額を控除。）となっております。

うち、主なものは当社による関東物流センターの新築に係る建物及び構築物等の取得価額11億71百万円（前連結会計年度末に計上した建設仮勘定計上額20百万円を控除。）であります。

③ 資金調達の状況

金融機関からの長短借入金について前連結会計年度末に比べた場合、77百万円の減少となりました。これは主に金融機関からの借入金の約定返済であります。

当社及び連結子会社2社（㈱清和、昌和物産㈱）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と、56億30百万円の当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る未使用借入枠は、全額の56億30百万円であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分                 | 第 50 期<br>平成25年3月期 | 第 51 期<br>平成26年3月期 | 第 52 期<br>平成27年3月期 | 第53期(当期)<br>平成28年3月期 |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 売上高                 | 64,322,938         | 72,386,789         | 71,782,545         | 76,802,398           |
| 経常利益                | 3,089,517          | 3,230,718          | 2,804,644          | 3,237,227            |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 2,020,481          | 2,547,528          | 1,764,897          | 2,107,021            |
| 1株当たり当期純利益          | 96円61銭             | 121円81銭            | 86円05銭             | 109円09銭              |
| 総資産                 | 38,144,970         | 40,508,021         | 39,889,040         | 42,303,889           |
| 純資産                 | 19,299,743         | 20,295,140         | 20,338,204         | 22,001,867           |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容   |
|---------------------|----------|----------|-----------------|
| 高 速 シ ー パ ッ ク (株)   | 65,000千円 | 100.0%   | 印刷紙器、ラベル等製造及び販売 |
| (株) 清 和             | 95,450   | 100.0    | 茶包装資材製造及び販売     |
| 日 本 コ ン テ ッ ク (株)   | 90,000   | 100.0    | 物流資材・機材等販売      |
| プラス包装システム(株)        | 20,000   | 100.0    | 合成樹脂製品製造及び販売    |
| 昌 和 物 産 (株)         | 55,000   | 100.0    | 紙製品・食品軽包装資材等販売  |
| 常 磐 パ ッ ケ ー ジ (株)   | 95,000   | 100.0    | 段ボール、緩衝材等製造及び販売 |
| (株) 羽 後 パ ッ ケ ー ジ   | 10,000   | 100.0    | 食品軽包装資材等販売      |
| 高 速 マ ル ト モ 包 装 (株) | 30,000   | 100.0    | 食品軽包装資材等販売      |
| (株) ヤ マ ダ パ ッ ケ ー ジ | 10,000   | 100.0    | 食品軽包装資材等販売      |

### (4) 対処すべき課題

中長期的な経営戦略及び対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境の変化をふまえ、中長期的な経営戦略と対処すべき課題として以下の項目に取り組んでまいります。

ア. 各営業拠点では新規顧客・エリアの開拓及び深耕活動に努めるとともに、地域密着型営業を展開し、常に「地域一番店」を目指す。

イ. 特定のメーカーに偏らない仕入れルートを確保する一方で、グループ全体の仕入れ集約を進め、強い「商品調達力」を確保する。

ウ. 仕入先及び製造子会社と協働することにより、高い「商品開発力」を確保する。

エ. 常に物流やピッキング効率の改善に努め、ローコストオペレーションによる効率的な「物流力」を確保する。

オ. 広域に営業拠点を展開している強みを生かし、情報共有を進めることにより、常に最良の製品・サービスを提供できる、高い「営業提案力」を発揮する。

カ. 優秀な人材の確保に努め、全ての従業員が能力を最大限発揮できるよう育成を図るとともに、適正人員の配置を実現し、安心・満足して働ける職場環境の構築に努める。

株主の皆様におかれましては今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループの主要な取扱商品につきましては、「(1) 当事業年度の事業の状況」の「① 事業の経過及び成果」（3頁）に掲げております商品分類表をご参照ください。

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社（㈱高速）

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 社     | 仙台市宮城野区扇町七丁目4-20                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 営 業 所 等 | 本社営業課、仙台営業部、東北（仙台市）、函館（北斗市）、青森、八戸、むつ、秋田、大館、盛岡（矢巾町）、北上、一関、三陸、大船渡、山形、庄内、新庄、塩釜、石巻、気仙沼、古川、宮城県南、福島、いわき、郡山、会津、白河（西郷村）、新潟、長岡、上越、長野、水戸、つくば（土浦市）、宇都宮、熊谷、首都圏営業部・広域営業部（柏市）、柏店、千葉中央（八街市）、千葉（松戸市）、東京、多摩（入間市）、関東（八王子市）、神奈川営業部（相模原市）、横浜、三島（沼津市）、浜松、岐阜羽島、京都南（八幡市）、大阪（東大阪市）、松山（東温市） |

② 子会社

|                       |             |                                         |
|-----------------------|-------------|-----------------------------------------|
| 高 速 シ ー パ ッ ク (株)     | 本 社         | 仙台市宮城野区扇町七丁目4-20                        |
|                       | 工 場 ・ 営 業 所 | 仙台生産事業部、浜松生産事業部、東北（仙台市）、東海（浜松市）、関東（松戸市） |
| (株) 清 和               | 本 社         | 福岡市南区大楠一丁目22-22                         |
|                       | 営 業 所 ・ 工 場 | 静岡、志免工場（福岡県）                            |
| 日 本 コ ン テ ッ ク (株)     | 本 社         | 東京都中央区日本橋小網町18-3                        |
|                       | 営 業 所       | 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島            |
| プ ラ ス 包 装 シ ス テ ム (株) | 本 社 ・ 工 場   | 宮城県宮城郡利府町しらかし台六丁目5-13                   |
| 昌 和 物 産 (株)           | 本 社         | 愛知県みよし市福谷町下地念古67                        |
|                       | 営 業 所       | 関東（横浜市）、北陸（金沢市）、静岡（焼津市）                 |
| 常 磐 パ ッ ケ ー ジ (株)     | 本 社         | 福島県いわき市内郷白水町浜井場23-1                     |
|                       | 工 場 ・ 営 業 所 | いわき本社、いわき金坂、いわき梅ヶ平、福島、ひたちなか、一関          |
| (株) 羽 後 パ ッ ケ ー ジ     | 本 社         | 秋田県横手市赤坂字上ノ台19-6                        |
|                       | 営 業 所       | 札幌、秋田                                   |
| 高 速 マ ル ト モ 包 装 (株)   | 本 社         | 札幌市白石区流通センター六丁目4番16号                    |
|                       | 営 業 所       | 旭川、釧路                                   |
| (株) ヤ マ ダ パ ッ ケ ー ジ   | 本 社         | 千葉県市川市妙典五丁目17番19号                       |

(7) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数          | 前連結会計年度末比増加 |
|---------------|-------------|
| 753 (1,025) 名 | 4 (70) 名    |

（注）従業員数は就業員数であり、契約社員等退職金制度適用対象外の社員、嘱託社員及びパートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数        | 前事業年度末比増加 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|-------------|-----------|--------|--------|
| 304 (690) 名 | 4 (67) 名  | 39.34歳 | 14.51年 |

（注）従業員数は就業員数(当社から社外への出向者を除く)であり、契約社員等退職金制度適用対象外の社員、嘱託社員及びパートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社日本政策投資銀行 | 120,000千円 |

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,973,920株（自己株式1,660,947株含む。）
- ③ 株主数 2,671名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                     | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 高 速 興 産 株 式 会 社                                                           | 5,496千株 | 28.46%  |
| ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライ<br>スド ストック フアンド (プリンシパル オール セク<br>ター サポートフオリオ) | 1,889   | 9.78    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信託口、信託口1～6)                                      | 995     | 5.15    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                                                         | 638     | 3.31    |
| 株 式 会 社 七 十 七 銀 行                                                         | 638     | 3.30    |
| 赫 高 規                                                                     | 621     | 3.22    |
| 赫 裕 規                                                                     | 621     | 3.22    |
| 高 速 従 業 員 持 株 会                                                           | 607     | 3.15    |
| 赫 由 美 子                                                                   | 508     | 2.63    |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社                                                   | 330     | 1.71    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,660,947株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口、信託口1～6）の所有株式数の内訳は、信託口が365,100株、信託口1～6の合計が629,900千株であります。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

当社の取締役及び監査役は以下のとおりであります。

| 地             | 位 | 氏   | 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                 |
|---------------|---|-----|-----|----------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 会 長 | 赫 | 高   | 規   | 弁護士法人関西法律特許事務所<br>弁護士<br>高速興産(株)代表取締役会長      |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 赫 | 裕   | 規   | 高速シーパック(株)代表取締役社長                            |
| 専 務 取 締 役     | 我 | 妻   | 英 樹 | 関東支社長兼東海・近畿支社管掌兼関東支社長                        |
| 常 務 取 締 役     | 小 | 林   | 弘 美 | 北東北支社管掌兼宮城支社長兼三陸沿岸支社長<br>高速マルトモ包装(株)代表取締役    |
| 取 締 役         | 畠 | 山   | 勝 弘 | 北東北支社長                                       |
| 取 締 役         | 佐 | 藤   | 義 助 | 昌和物産(株)代表取締役専務                               |
| 取 締 役         | 高 | 橋   | 友 一 | 業務部管掌兼システム部長                                 |
| 取 締 役         | 三 | 浦   | 幸 記 | 中東北支社管掌兼南東北支社長兼信越支社長                         |
| 取 締 役         | 小 | 原   | 純 一 | 東海・近畿支社長                                     |
| 取 締 役         | 中 | 村   | 健   | 中村法律事務所 弁護士<br>(株)七十七銀行 社外取締役<br>(株)北洲 社外監査役 |
| 常 勤 監 査 役     | 佐 | 々 木 | 茂 充 |                                              |
| 常 勤 監 査 役     | 鈴 | 木   | 和 明 |                                              |
| 監 査 役         | 内 | 田   | 貴 和 | 内田公認会計士事務所<br>公認会計士・税理士                      |
| 監 査 役         | 伊 | 東   | 満 彦 | 仙台そよかぜ法律事務所 弁護士                              |

- (注) 1. 取締役中村健氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役内田貴和氏及び伊東満彦氏は、社外監査役であります。  
3. 取締役中村健氏及び監査役伊東満彦氏は、弁護士の資格を有しており、法的見地から企業活動の適正性を判断する相当程度の知見を有しております。  
4. 監査役内田貴和氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 専務取締役我妻英樹氏は、平成28年4月1日付けにて、営業部門管掌となっております。

6. 常務取締役小林弘美氏は、平成28年4月1日付けにて、宮城支社長兼三陸沿岸支社長兼北東北支社・中東北支社及び機械拡販部管掌となっております。
7. 取締役三浦幸記氏は、平成28年4月1日付けにて、南東北支社長兼信越支社長となっております。
8. 取締役小原純一氏は、平成28年4月1日付けにて、関東支社長兼東海・近畿支社長兼神奈川営業部長となっております。
9. 当社は、取締役中村健氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

ア. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員（名）   | 支給額（千円）           |
|------------------|-----------|-------------------|
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 11<br>(1) | 79,950<br>(1,800) |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 4<br>(2)  | 8,400<br>(3,000)  |
| 合 計<br>（うち社外役員）  | 15<br>(3) | 88,350<br>(4,800) |

（注）1. 上記には、平成27年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成5年3月25日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人部分は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、昭和57年9月30日開催の定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。

イ. 役員退職慰労金

当社は、平成18年6月20日開催の第43回定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止しており、同株主総会后引き続いて在任する取締役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し48,500千円の役員退職慰労金を支給しております。

③ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況

取締役中村健氏は、中村法律事務所所長であります。

監査役内田貴和氏は、内田公認会計士事務所所長であります。

監査役伊東満彦氏は、仙台そよかぜ法律事務所所長であります。

上記の各事務所と当社との間には特別な関係はありません。

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役中村健氏は、株式会社七十七銀行の社外取締役及び株式会社北洲の社外監査役であります。当社は株式会社七十七銀行との間で、預金の預け入れ、当座貸越契約の締結並びに取立、内国為替などのサービスの利用を行っております。なお、株式会社北洲と当社との間には特別な関係はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

1. 取締役中村健氏は、当事業年度に開催した定時取締役会12回、臨時取締役会2回全てに出席し、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験に基づいて、議案の審議に必要な発言を行いました。
  2. 監査役内田貴和氏は、当事業年度に開催した定時取締役会12回及び臨時取締役会2回並びに監査役会12回及び臨時監査役会2回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的な知識と幅広い経験に基づいて、議案の審議に必要な発言を行いました。
  3. 監査役伊東満彦氏は、当事業年度に開催した定時取締役会12回のうち11回及び臨時取締役会2回並びに監査役会12回のうち11回及び臨時監査役会2回の全てに出席し、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験に基づいて、議案の審議に必要な発言を行いました。
- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

エ. 責任限定契約の内容の概要

社外取締役又は社外監査役として任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を、社外取締役及び社外監査役全員と締結しています。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                   |                   |
|------------------------|-------------------|---------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                       | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>24,151,445</b> | <b>流 動 負 債</b>            | <b>18,144,273</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 7,932,597         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金         | 11,319,732        |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金      | 11,576,652        | 電 子 記 録 債 務               | 4,619,685         |
| 電 子 記 録 債 権            | 567,323           | 一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 82,808            |
| 商 品 及 び 製 品            | 3,561,197         | 未 払 金                     | 437,925           |
| 仕 掛 品                  | 70,861            | リ ー ス 債 務                 | 187,453           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 107,657           | 未 払 法 人 税 等               | 643,825           |
| 繰 延 税 金 資 産            | 243,980           | 未 払 消 費 税 等               | 127,006           |
| そ の 他                  | 124,522           | 賞 与 引 当 金                 | 406,863           |
| 貸 倒 引 当 金              | △33,349           | そ の 他                     | 318,973           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>18,152,444</b> | <b>固 定 負 債</b>            | <b>2,157,748</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>15,712,327</b> | 長 期 借 入 金                 | 40,000            |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 5,294,741         | 長 期 未 払 金                 | 48,230            |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 392,718           | リ ー ス 債 務                 | 367,672           |
| 土 地                    | 9,380,556         | 繰 延 税 金 負 債               | 542,249           |
| リ ー ス 資 産              | 499,235           | 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 1,112,838         |
| そ の 他                  | 145,075           | そ の 他                     | 46,757            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>170,684</b>    | <b>負 債 合 計</b>            | <b>20,302,022</b> |
| の れ ん                  | 95,336            | <b>純 資 産 の 部</b>          |                   |
| リ ー ス 資 産              | 15,830            | <b>株 主 資 本</b>            | <b>21,861,318</b> |
| そ の 他                  | 59,517            | <b>資 本 金</b>              | <b>1,690,450</b>  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>2,269,433</b>  | <b>資 本 剰 余 金</b>          | <b>1,858,290</b>  |
| 投 資 有 価 証 券            | 1,428,636         | <b>利 益 剰 余 金</b>          | <b>19,667,110</b> |
| 投 資 不 動 産              | 307,073           | <b>自 己 株 式</b>            | <b>△1,354,532</b> |
| 差 入 保 証 金              | 171,214           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     | 140,549           |
| 繰 延 税 金 資 産            | 188,693           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 158,768           |
| そ の 他                  | 198,048           | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額   | △18,218           |
| 貸 倒 引 当 金              | △24,233           | <b>純 資 産 合 計</b>          | <b>22,001,867</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>42,303,889</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>      | <b>42,303,889</b> |

# 連結損益計算書

(平成27年4月 1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 76,802,398 |
| 売上原価            | 63,571,247 |
| 売上総利益           | 13,231,150 |
| 販売費及び一般管理費      | 10,176,128 |
| 営業利益            | 3,055,022  |
| 営業外収益           |            |
| 受取利息            | 355        |
| 受取配当金           | 30,640     |
| 仕入割引            | 53,429     |
| 受取賃貸料           | 76,380     |
| その他             | 63,494     |
|                 | 224,302    |
| 営業外費用           |            |
| 支払利息            | 1,468      |
| 賃貸収入原価          | 21,541     |
| 固定資産除却損         | 5,354      |
| その他             | 13,733     |
|                 | 42,097     |
| 経常利益            | 3,237,227  |
| 特別利益            |            |
| 受取補償金           | 10,920     |
| 受取保険金           | 16,276     |
|                 | 27,196     |
| 特別損失            |            |
| 固定資産圧縮損         | 8,771      |
| 固定資産除却損         | 6,180      |
| その他             | 17,264     |
|                 | 32,215     |
| 税金等調整前当期純利益     | 3,232,207  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,074,358  |
| 法人税等調整額         | 50,827     |
| 当期純利益           | 2,107,021  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,107,021  |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月 1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株主資本      |           |            |            |            |
|-------------------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|                               | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自己株式       | 株主資本合計     |
| 当連結会計年度期首残高                   | 1,690,450 | 1,858,290 | 18,015,444 | △1,354,532 | 20,209,651 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額          |           |           | △1,500     |            | △1,500     |
| 会計方針の変更を反映した<br>当連結会計年度期首残高   | 1,690,450 | 1,858,290 | 18,013,944 | △1,354,532 | 20,208,151 |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |           |            |            |            |
| 剰余金の配当                        |           |           | △453,854   |            | △453,854   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |           |           | 2,107,021  |            | 2,107,021  |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |           |            |            | —          |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —         | —         | 1,653,166  | —          | 1,653,166  |
| 当連結会計年度末残高                    | 1,690,450 | 1,858,290 | 19,667,110 | △1,354,532 | 21,861,318 |

|                               | その他の包括利益累計額      |                  |                   | 純資産合計      |
|-------------------------------|------------------|------------------|-------------------|------------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |            |
| 当連結会計年度期首残高                   | 136,254          | △7,701           | 128,552           | 20,338,204 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額          |                  |                  |                   | △1,500     |
| 会計方針の変更を反映した<br>当連結会計年度期首残高   | 136,254          | △7,701           | 128,552           | 20,336,704 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |                  |                   |            |
| 剰余金の配当                        |                  |                  |                   | △453,854   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                  |                  |                   | 2,107,021  |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 22,513           | △10,517          | 11,996            | 11,996     |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 22,513           | △10,517          | 11,996            | 1,665,163  |
| 当連結会計年度末残高                    | 158,768          | △18,218          | 140,549           | 22,001,867 |

# 貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                   |                   |
|------------------------|-------------------|---------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                       | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>18,218,338</b> | <b>流 動 負 債</b>            | <b>14,968,017</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 6,074,191         | 支 払 手 形                   | 4,011,602         |
| 受 取 手 形                | 1,042,336         | 電 子 記 録 債 務               | 4,619,685         |
| 電 子 記 録 債 権            | 567,323           | 買 掛 金                     | 4,686,553         |
| 売 掛 金                  | 8,112,515         | 関 係 会 社 短 期 借 入 金         | 500,000           |
| 商 品 及 び 製 品            | 2,221,360         | 一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 80,000            |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 4,967             | リ ー ス 債 務                 | 112,472           |
| 前 払 費 用                | 48,746            | 未 払 金                     | 183,792           |
| 繰 延 税 金 資 産            | 133,091           | 未 払 法 人 税 等               | 448,921           |
| そ の 他                  | 43,846            | 賞 与 引 当 金                 | 170,820           |
| 貸 倒 引 当 金              | △30,042           | そ の 他                     | 154,169           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>17,561,059</b> | <b>固 定 負 債</b>            | <b>3,641,573</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>8,175,122</b>  | 長 期 借 入 金                 | 40,000            |
| 建 物                    | 2,501,742         | 関 係 会 社 長 期 借 入 金         | 2,650,000         |
| 構 築 物                  | 106,376           | リ ー ス 債 務                 | 227,216           |
| 車 両 運 搬 具              | 4,597             | 預 り 保 証 金                 | 26,564            |
| 工 具 器 具 備 品            | 106,542           | 退 職 給 付 引 当 金             | 697,792           |
| 土 地                    | 5,135,814         | <b>負 債 合 計</b>            | <b>18,609,590</b> |
| リ ー ス 資 産              | 320,050           | <b>純 資 産 の 部</b>          |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>37,540</b>     | <b>株 主 資 本</b>            | <b>17,051,779</b> |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 35,752            | 資 本 金                     | 1,690,450         |
| そ の 他                  | 1,788             | 資 本 剰 余 金                 | 1,858,290         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>9,348,396</b>  | 資 本 準 備 金                 | 1,858,290         |
| 投 資 有 価 証 券            | 665,686           | <b>利 益 剰 余 金</b>          | <b>14,857,571</b> |
| 関 係 会 社 株 式            | 6,947,346         | 利 益 準 備 金                 | 93,542            |
| 出 資 金                  | 55,279            | そ の 他 利 益 剰 余 金           | 14,764,029        |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金      | 1,437,000         | 圧 縮 積 立 金                 | 96,942            |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 10,825            | 別 途 積 立 金                 | 4,850,000         |
| 差 入 保 証 金              | 120,495           | 繰 越 利 益 剰 余 金             | 9,817,087         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 120,960           | <b>自 己 株 式</b>            | <b>△1,354,532</b> |
| そ の 他                  | 1,628             | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>    | <b>118,028</b>    |
| 貸 倒 引 当 金              | △10,825           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 118,028           |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>35,779,397</b> | <b>純 資 産 合 計</b>          | <b>17,169,807</b> |
|                        |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>      | <b>35,779,397</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月 1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     |         | 金 額        |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 62,497,768 |
| 売 上 原 価                 |         | 53,848,181 |
| 売 上 総 利 益               |         | 8,649,586  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 6,366,711  |
| 営 業 利 益                 |         | 2,282,875  |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息                 | 20,980  |            |
| 受 取 配 当 金               | 122,022 |            |
| 受 取 賃 貸 料               | 65,890  |            |
| 仕 入 割 引                 | 50,726  |            |
| そ の 他                   | 44,009  | 303,629    |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 支 払 利 息                 | 33,253  |            |
| 売 上 割 引                 | 14,101  |            |
| 賃 貸 収 入 原 価             | 13,065  |            |
| そ の 他                   | 10,581  | 71,001     |
| 経 常 利 益                 |         | 2,515,502  |
| 特 別 利 益                 |         |            |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益       | 40,625  | 40,625     |
| 特 別 損 失                 |         |            |
| そ の 他                   | 15,939  | 15,939     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 2,540,189  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |         | 829,581    |
| 法 人 税 等 調 整 額           |         | 15,664     |
| 当 期 純 利 益               |         | 1,694,943  |

株主資本等変動計算書

(平成27年4月 1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株主資本      |           |        |          |           |             |             |
|-----------------------------|-----------|-----------|--------|----------|-----------|-------------|-------------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金  |          |           |             |             |
|                             |           |           | 利益準備金  | その他利益剰余金 |           |             | 利益剰余金<br>合計 |
|                             |           | 資本準備金     |        | 圧縮積立金    | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰余金 |             |
| 当期首残高                       | 1,690,450 | 1,858,290 | 93,542 | 98,149   | 4,850,000 | 8,574,790   | 13,616,483  |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |        |          |           |             |             |
| 圧縮積立金の取崩                    |           |           |        | △1,207   |           | 1,207       | －           |
| 剰余金の配当                      |           |           |        |          |           | △453,854    | △453,854    |
| 当期純利益                       |           |           |        |          |           | 1,694,943   | 1,694,943   |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） |           |           |        |          |           |             |             |
| 事業年度中の変動額合計                 | －         | －         | －      | △1,207   | －         | 1,242,296   | 1,241,088   |
| 当期末残高                       | 1,690,450 | 1,858,290 | 93,542 | 96,942   | 4,850,000 | 9,817,087   | 14,857,571  |

|                             | 株主資本       |            | 評価・換算差額等     | 純資産合計      |
|-----------------------------|------------|------------|--------------|------------|
|                             | 自己株式       | 株主資本合計     | その他有価証券評価差額金 |            |
| 当期首残高                       | △1,354,532 | 15,810,690 | 115,484      | 15,926,175 |
| 事業年度中の変動額                   |            |            |              |            |
| 圧縮積立金の取崩                    |            | －          |              | －          |
| 剰余金の配当                      |            | △453,854   |              | △453,854   |
| 当期純利益                       |            | 1,694,943  |              | 1,694,943  |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） |            |            | 2,543        | 2,543      |
| 事業年度中の変動額合計                 | －          | 1,241,088  | 2,543        | 1,243,632  |
| 当期末残高                       | △1,354,532 | 17,051,779 | 118,028      | 17,169,807 |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

株式会社 高 速  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡 辺 雅 章 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 野 瀬 直 人 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高速の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高速及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

株式会社 高 速  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡 辺 雅 章 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 野 瀬 直 人 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高速の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

株式会社 高 速 監査役会

監査役(常勤) 佐々木 茂 充 ㊞

監査役(常勤) 鈴木 和 明 ㊞

社外監査役 内 田 貴 和 ㊞

社外監査役 伊 東 満 彦 ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上および意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 会社法の一部改正により、責任限定契約を締結することのできる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款第27条第2項の変更を行うものであります。なお、この変更については、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案による定款一部変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。  
(下線は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                           | 変更案                            |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 第1章 総 則                        | 第1章 総 則                        |
| 第1条～第3条 (条文省略)                 | 第1条～第3条 (現行どおり)                |
| (機関)                           | (機関)                           |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
| 1. 取締役会                        | 1. 取締役会                        |
| 2. 監査役                         | 2. <u>監査等委員会</u>               |
| 3. <u>監査役会</u>                 | (削 除)                          |
| 4. 会計監査人                       | <u>3.</u> 会計監査人                |
| (公告方法)                         | (公告方法)                         |
| 第5条 (条文省略)                     | 第5条 (現行どおり)                    |
| 第2章 株 式                        | 第2章 株 式                        |
| 第6条～第10条 (条文省略)                | 第6条～第10条 (現行どおり)               |
| 第3章 株主総会                       | 第3章 株主総会                       |
| 第11条～第16条 (条文省略)               | 第11条～第16条 (現行どおり)              |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)<br/>第17条 当社の<u>取締役</u>は、12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)<br/>第18条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(解任方法)<br/>第19条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p>(任期)<br/>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)<br/>第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。<br/>2 当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</p> <p>(選任方法)<br/>第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会においてこれを選任する。<br/>2 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠の監査等委員である取締役(以下、「補欠監査等委員」という。)を選任することができる。<br/>3 取締役(補欠監査等委員を含む。)の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<br/>4 取締役(補欠監査等委員を含む。)の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(任期)<br/>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                                                                                        | <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>                                                              |
| (新設)                                                                                                                                                                        | <u>4 補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の開始の時までとする。</u>                                                                          |
| (新設)                                                                                                                                                                        | <u>5 補欠監査等委員が取締役に就任した場合の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>                                                                                        |
| (代表取締役および役付取締役)<br>第 <u>21</u> 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。                                                                                                                  | (代表取締役および役付取締役)<br>第 <u>20</u> 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。                                                                    |
| <u>2</u> 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。                                                                                             | <u>2</u> 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。                                     |
| (取締役会の招集権者および議長)<br>第 <u>22</u> 条 (条文省略)<br><u>2</u> (条文省略)<br>(新設)                                                                                                         | (取締役会の招集権者および議長)<br>第 <u>21</u> 条 (現行どおり)<br><u>2</u> (現行どおり)<br><u>3</u> <u>前2項の規定にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u>                      |
| (取締役会の招集通知)<br>第 <u>23</u> 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br><u>2</u> 取締役および <u>監査役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 | (取締役会の招集通知)<br>第 <u>22</u> 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br><u>2</u> 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 |
| (取締役会の決議の省略)<br>第 <u>24</u> 条 (条文省略)                                                                                                                                        | (取締役会の決議の省略)<br>第 <u>23</u> 条 (現行どおり)                                                                                                                 |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会規程)<br/>第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)<br/>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)<br/>第28条 当会社の監査役は、3名以上とする。</p> | <p>(取締役会規程)<br/>第24条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)<br/>第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)<br/>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変更案         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第29条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                                                                                                                           | <p>(削除)</p> |
| <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>(削除)</p> |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                                                                                                                                                                 | <p>(削除)</p> |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>36</u>条（条文省略）</p> <p>（剰余金の配当等の決定機関）</p> <p>第<u>37</u>条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>39</u>条（条文省略）</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第29条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>30</u>条（現行どおり）</p> <p>（剰余金の配当等の決定機関）</p> <p>第<u>31</u>条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>第<u>32</u>条～第<u>33</u>条（現行どおり）</p> |

**第2号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く。）9名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 の 数 |
|-----------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 1         | てらし 高 規<br>赫 (昭和44年5月20日)             | 平成12年 4月 大阪弁護士会登録<br>平成15年 6月 当社監査役<br>平成18年 6月 取締役副社長<br>平成25年 4月 取締役副会長<br>6月 代表取締役副会長<br>平成27年 6月 代表取締役会長<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士法人関西法律特許事務所 弁護士<br>高速興産株式会社 代表取締役会長                                         | 621,800株                    |
| 2         | てらし ゆう 規<br>赫 (昭和46年8月1日)             | 平成12年 4月 当社入社<br>平成17年 4月 執行役員業務部長<br>平成20年 6月 取締役連結事業本部長<br>平成21年 4月 常務取締役連結事業本部長<br>平成23年 4月 専務取締役連結事業本部長<br>平成25年 4月 取締役副社長<br>6月 代表取締役副社長<br>平成26年 4月 代表取締役社長<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>高速シーパック株式会社 代表取締役社長       | 621,800株                    |
| 3         | わが つま ひで き<br>我 妻 英 樹<br>(昭和45年3月13日) | 平成 4年 4月 当社入社<br>平成16年 4月 執行役員千葉支社長<br>平成21年 6月 取締役関東支社長<br>平成23年 4月 取締役関東支社長兼東海・近畿支社長<br>平成24年 4月 常務取締役関東支社長兼東海・近畿支社長<br>平成27年 4月 常務取締役東海・近畿支社管掌兼関東支社長<br>平成27年 6月 専務取締役東海・近畿支社管掌兼関東支社長<br>平成28年 4月 専務取締役営業部門管掌<br>現在に至る | 2,000株                      |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                    | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                  | 所 有 す る<br>株 式 の 数 |
|------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4          | こ ばやし ひろ み<br>小 林 弘 美<br>( 昭 和 4 5 年 5 月 4 日 )      | 平成 5 年 4 月 当社入社<br>平成16年 4 月 執行役員北東北支社長<br>平成21年 6 月 取締役北東北支社長<br>平成23年 6 月 取締役北東北支社管掌兼宮城支社長兼三陸沿岸支社長<br>平成27年 6 月 常務取締役北東北支社管掌兼宮城支社長兼三陸沿岸支社長<br>平成28年 4 月 常務取締役北東北支社・中東北支社管掌兼宮城支社長<br>兼三陸沿岸支社長<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>高速マルトモ包装株式会社 代表取締役社長 | 2,600株             |
| 5          | はたけ やま かつ ひろ<br>畠 山 勝 弘<br>( 昭 和 3 3 年 1 月 1 6 日 )  | 昭和57年 1 月 当社入社<br>平成14年 4 月 執行役員業務副本部長<br>平成18年 6 月 取締役業務副本部長<br>平成27年 4 月 取締役北東北支社長<br>現在に至る                                                                                                                                                 | 4,400株             |
| 6          | たか はし とも かず<br>高 橋 友 一<br>( 昭 和 4 0 年 1 月 1 日 )     | 昭和61年 7 月 当社入社<br>平成23年 4 月 システム部次長<br>平成26年 4 月 システム部長<br>6 月 取締役システム部長<br>平成27年 4 月 取締役業務部管掌兼システム部長<br>現在に至る                                                                                                                                | 5,300株             |
| 7          | み うら こう き<br>三 浦 幸 記<br>( 昭 和 3 0 年 3 月 1 7 日 )     | 昭和54年 3 月 当社入社<br>平成15年10月 執行役員南東北営業統括部長<br>平成26年 4 月 執行役員中東北支社管掌兼南東北支社長兼信越支社長<br>平成27年 6 月 取締役中東北支社管掌兼南東北支社長兼信越支社長<br>平成28年 4 月 取締役南東北支社長兼信越支社長<br>現在に至る                                                                                     | 3,194株             |
| 8          | お ばら じゅん いち<br>小 原 純 一<br>( 昭 和 4 5 年 7 月 1 0 日 )   | 平成 5 年 4 月 当社入社<br>平成23年 4 月 執行役員北東北支社長<br>平成27年 4 月 執行役員東海・近畿支社長<br>平成27年 6 月 取締役東海・近畿支社長<br>平成28年 4 月 取締役関東支社長兼東海・近畿支社長兼神奈川営業部<br>長<br>現在に至る                                                                                                | 3,400株             |
| ※9         | いわ さわ み ゆ き<br>岩 澤 み ゆ き<br>( 昭 和 4 7 年 7 月 2 5 日 ) | 平成 5 年 4 月 当社入社<br>平成22年 4 月 人事部人事課長<br>平成26年 4 月 人事総務部次長<br>平成28年 4 月 人事総務部長<br>現在に至る                                                                                                                                                        | 400株               |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                               | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 の 数 |
|------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| ※ 1        | さ さ き しげ みつ<br>佐々木 茂 充<br>(昭和21年7月15日) | 昭和53年12月 当社入社<br>平成 8年 6月 取締役第三営業統括部長<br>平成12年 6月 常務取締役営業本部長<br>平成16年 4月 取締役開発営業本部長<br>平成20年 6月 当社顧問<br>平成24年 6月 当社常勤監査役<br>現在に至る                                       | 25,022株                     |
| ※ 2        | すず き かず あき<br>鈴 木 和 明<br>(昭和27年8月17日)  | 平成17年 6月 株式会社七十七銀行名掛丁支店長<br>平成18年 6月 当社出向経理部長<br>平成19年 9月 当社入社人事部長兼経理部長<br>平成20年 6月 常務取締役管理本部長<br>平成21年 4月 専務取締役管理本部長<br>平成26年 4月 当社取締役<br>平成26年 6月 当社常勤監査役<br>現在に至る    | 13,100株                     |
| ※ 3        | なか むら けん<br>中 村 健<br>(昭和23年1月7日)       | 昭和49年 4月 仙台弁護士会登録<br>昭和52年 9月 中村法律事務所開設<br>平成 8年 6月 当社監査役<br>平成25年 6月 当社取締役<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>中村法律事務所 弁護士<br>株式会社七十七銀行 社外取締役<br>株式会社北洲 社外監査役                    | 2,000株                      |
| ※ 4        | うち だ たか かず<br>内 田 貴 和<br>(昭和29年3月16日)  | 昭和57年10月 等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）東京事務所入所<br>昭和61年 3月 公認会計士登録<br>平成 7年 2月 税理士登録<br>平成12年 9月 内田公認会計士事務所開設<br>平成19年 6月 当社監査役<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>内田公認会計士事務所 公認会計士・税理士 | 一株                          |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                   | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                           | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 の 数 |
|------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| ※ 5        | 伊 東 満 彦<br>( 昭 和 4 5 年 1 0 月 2 日 ) | 平成 9 年 4 月 裁判官任官<br>平成17年 5 月 仙台弁護士会登録<br>平成25年 6 月 当社監査役<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>仙台そよかぜ法律事務所 弁護士 | 一株                          |

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 中村健氏および内田貴和氏、伊東満彦氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、中村健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が取締役に就任した場合には、引き続き独立役員の届け出を継続する予定であります。また、内田貴和氏、伊東満彦氏につきましても、取締役に就任した場合には独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 監査等委員の候補者中村健氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。
6. 中村健氏は、弁護士として企業法務に深く関わってきた経歴があり、豊富な経験と幅広い見識から企業活動の適正性を判断する相当程度の知見を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できると判断しております。
7. 内田貴和氏は、公認会計士および税理士として企業の会計及び税務に深く関わってきた経歴があり、その豊富な知識と幅広い経験に基づくアドバイスは当社にとって有益であると期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
8. 伊東満彦氏は、弁護士として企業法務に深く関わってきた経歴があり、その豊富な知識と幅広い経験に基づくアドバイスは当社にとって有益であると期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
9. 中村健氏および内田貴和氏、伊東満彦氏の選任が承認された場合、三氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結する予定であります。なお、三氏とは現在、上記と同内容の責任限定契約を締結しております。

**第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
補欠監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                     | 所 有 す る<br>株 式 の 数 |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| いち かわ ひろ こ<br>市 川 裕 子<br>(昭和45年2月25日) | 平成14年10月 大阪弁護士会登録<br>平成23年 1月 市川法律事務所開設<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>市川法律事務所 弁護士 | 一株                 |

第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

(注) ・候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- ・補欠の監査等委員である取締役候補者市川裕子氏は、監査等委員である社外取締役候補者の中村健氏、内田貴和氏、伊東満彦氏の補欠として選任をお願いするものであります。
- ・なお、本議案については、監査役会の同意をいただいております。
- ・市川裕子氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。

#### **第5号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は平成5年3月25日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、現在の取締役の報酬額の定めを廃止して、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、あらためて年額100百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額には、使用人分給与は含まないものとしします。

現在の取締役は10名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は9名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしします。

#### **第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額20百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしします。

以 上

## 第53回定時株主総会会場のご案内

会 場 仙台市青葉区上杉2丁目1番50号  
電話 (022) 213-9188  
仙台勝山館 2階瑞雲

〔会場付近略図〕



### 交通のご案内

電車／地下鉄南北線・北四番丁駅・北1出口から徒歩6分  
バス／仙台駅より市役所経由 旭ヶ丘・南光台方面線  
農学部前下車徒歩1分  
車／仙台駅より約5分 仙台宮城インターより約15分